風力発電及び地熱発電事業に伴い 保安林内に管理道を設置する場合における 保安林内作業許可申請書作成マニュアル

令和5年4月

I	はじめに		• •					• •	• •			•	• •		1ページ
П	作業許可の申	請	• •									•			2ページ
Ш	届出行為と手	続き	•									•			3ページ
IV	福島県農林事	務所一	覧	•								•			4ページ
V	許可行為の計	画から	完了る	まで								•			5ページ
VI	記載例 •		• •									•			6ページ
	保安林(保安	施設地	区) 7	为土	地の	形質	の変	更許	可申詞	清書	(様	式]	1)	• •	7ページ
	保安林内作業	許可申	請書	添	付書	類一	·覧(別紙	1)	•		•			8ページ
	保安林内作業	許可完	了確認	忍調	杳表	- (別	紙2)							1 0ペーシ

I はじめに

1 はじめに

保安林内で土地の形質を変更する行為を行う場合にあっては、森林法に基づき県知事の 許可(以下、「作業許可」という。)を受ける必要があります。

風力発電及び地熱発電事業において、保安林内に管理道を設置する場合にあっては、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り作業許可の対象となりますが、風力発電等設備の整備・管理のために専ら活用し、森林施業や管理の関係者が広く活用することを制限する管理形態の場合は、風車等設備と併せて道も保安林の指定解除によることとします。

作業許可の申請及び完了までの手続きにあっては、「福島県保安林内作業許可の手引き令和5年4月」によるほか、「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編、地熱編)」(令和3年9月林野庁治山課)と併せて、特に留意すべきことを本マニュアルにおいて補完します。

なお、福島県では、許可や届出の手続きが円滑になされるように「福島県保安林内作業 許可事務取扱要領」(以下、「要領」という。)を定めており、マニュアルに示す()内 の様式番号は、その要領中のものとなります。

2 留意事項

(1)作業許可行為のうち、土地の形質を変える行為は、要領「表3 土地の形質の変更 行為許可基準」の範囲で認められていますが、許可を受けた後も保安林であることに 変わりがなく、保安林に関する規定により継続して管理されることになります。

また、土地の形質を変える行為が保安林の指定の目的の達成に支障を来すものであってはいけません。<u>行為の内容に限らず、行為の方法についても土砂の流出等の危険性がない計画となっている必要があります。</u>

- (2)「規格及び構造が林道に類するもの」とは、林野庁が制定する「<u>林道規程」の基準を満たすもの</u>とします。設計だけでなく、施工方法及び施工管理は福島県が監修する 共通仕様書(土木工事編)及び共通仕様書(農林水産土木工事編)に準ずるものとしてください。(福島県 HP に掲載)
- (3)「森林の施業及び管理に資する」とは、林道等の沿線の森林において、施業の実施 予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らか である場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査 等の実施が見込まれる場合とし、森林への進入口の設置、法高の縮減等により森林施 業の実施に配慮されたものに限ります。これについては、協定等により関係者間で整 理されていることが必要です。
- (4) 行為の規模、全体計画、その後の管理状況などから、作業許可の基準を超える場合は、申請された行為を許可することができません。この場合は、「保安林の指定の解除」(以下、「解除」という。)手続きが必要となります。
- (5) 管理道の活用期間が限られている場合は、期間終了後の復旧方法とその実施主体が 明確であることが必要です。

Ⅱ 作業許可の申請

1 作業許可の申請者

作業許可の申請を行うことができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ○森林所有者
- ○作業許可の申請に係る行為の当事者
- ○行為地の所在する市町村長

2 必要書類と提出先

許可の申請には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、行為を行う場所を所管する福島県農林事務所になります(4ページ)。 なお、解除予定保安林における作業許可行為についても、同様の申請が必要です。

- ○保安林(保安施設地区)内○○○許可申請書(様式1)
- ○本マニュアル「(別紙1) 保安林内作業許可申請書 添付書類一覧」に定める書類
- ※ 提出部数は正副2部(農林事務所、本庁分)です。

3 申請書作成の留意点

申請書については、本マニュアルの記載例(7ページ)を参考に作成してください。 工事仕様書については、(1)施工方法及び施工工程、(2)施工管理、品質管理及 び写真管理(不可視部)の方法、(3)各工種における規格値が分かるよう作成してく ださい。作成に当たっては、本マニュアル「(別紙2)保安林内作業許可完了確認調査 表」(以下、「確認調査表」という。10~12ページ)に掲載の工種毎の「確認項目」 及び「確認方法例」を参考に作成してください。なお、管理道の設置完了時は、工事仕 様書及び本マニュアル確認調査表により完了確認を行います。

4 許可の決定

許可の決定は、補正を必要としない状態になった申請書を受理した日から30日程度で通知されます。

なお、作業許可には、次のとおり許可の期間が付されます。

- ○「森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が林道に類するもの」 当該行為に着手する時から5年以内の期間
- ※ 施設の使用が5年を超える場合は、許可期間が切れる前に作業許可の変更を申請し 許可を受ける必要があります。

5 許可中の留意点

- (1) 行為によって土砂の流出等が発生しないよう防止措置を的確に行ってください。
- (2) 行為を着手したときは、保安林(保安施設地区)内○○○許可着手届(様式7) を提出してください。
- (3) 許可期間中は、現地の見やすい場所に標識を設置し、行為が適法に行われていることを明らかにしてください。

「許可期間が2年を超え5年以内 2号標識 (様式10)」

(4) 許可の内容に変更が生じる場合は、許可した内容以外の行為は行わず、すみやかに農林事務所へ連絡し、指示を受けてください。

また、保安林(保安施設地区)内〇〇〇変更許可申請書(様式12)が必要な場合は、許可後に行為を行ってください。

- (5) 行為後の復旧方法が植栽による場合や、許可の条件で植栽を行うよう付されている場合には、確実に植栽してください。
- (6) 保安林内作業許可行為が2年を超え5年以内の期間で許可を受けた場合にあっては、毎年7月31日までの施行状況を翌月8月31日までに、保安林(保安施設地区)内QQQ作業許可施行状況報告書(様式14)に写真を添付の上、提出してください。

6 行為が完了したら

(1) 管理道の設置が完了したときは、保安林(保安施設地区)内〇〇〇〇許可完了届 (様式8)を提出してください。

なお、完了状況確認のため立会いをお願いする場合があります。

- ※ 完了状況確認後でなければ、原則、管理道としての使用は認めません。 管理道の延長が長大で設置が完了した箇所から使用したい場合にあっては、完了 確認箇所を明らかにし、都度、完了届を提出し完了状況確認を受けるようにしてく
- (2) 原形復旧を含め、許可を受けた行為が完了したときは、保安林(保安施設地区) 内〇〇〇許可完了届(様式8)を提出してください。

なお、完了状況確認のため立会いをお願いする場合があります。

Ⅲ 届出行為と手続き

1 作業許可申請時

管理道の設置に当たって、立木の伐採が伴う場合は別途、当該伐採を行う2週間前まで届出が必要です。立木の伐採が伴う行為であって伐採の手続きがなされていない作業許可申請にあっては許可を受けることができないため留意してください。

2 許可後に必要な届出

- (1) 保安林(保安施設地区) 内○○○許可着手届(様式7)
- (2) 保安林(保安施設地区)内○○○許可完了届(様式8)
 - ア 施設の設置が完了したとき
 - イ 原形復旧を含む許可を受けた行為が完了したとき

3 火災や風水害などの非常災害により作業許可行為を緊急に行った場合

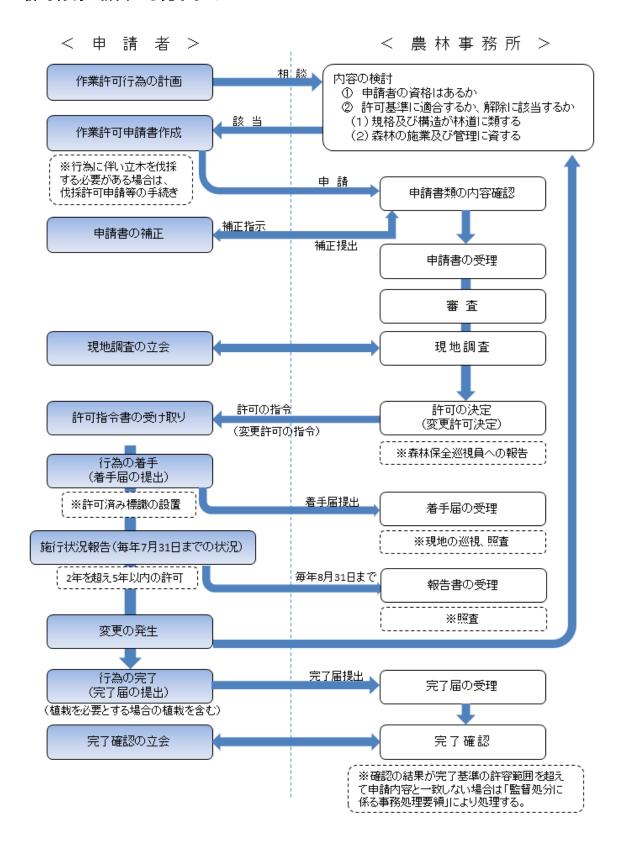
火災や台風などで緊急に立木の伐採又は行為を行った場合は、行為の場所を所管する 農林事務所に保安林(保安施設地区)内緊急〇〇〇届出書(様式3)を行為後30 日以内に提出する必要があります。

なお、この場合は、改めて許可の申請(様式1)をする必要はありません。

Ⅳ 福島県農林事務所一覧

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所	福島市、二本松市、伊達市、	960-8670 福島市杉妻町2-16
(森林林業部)	本宮市、伊達郡、安達郡	TEL 024-521-2639 FAX 024-521-2851
県中農林事務所	郡山市、須賀川市、田村市、	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1
(森林林業部)	岩瀬郡、石川郡、田村郡	TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所	白河市、東白川郡、	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1
(森林林業部)	西白河郡	TEL 0247-33-2124 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所	会津若松市、喜多方市、	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3
(森林林業部)	耶麻郡、河沼郡、大沼郡	TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 (森林林業部)	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 (森林林業部)	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 (森林林業部)	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

V 許可行為の計画から完了まで



VI 記載例

保安林(保安施設地区)内土地の形質の変更許可申請書(様式1)・・・ 7ページ

保安林(保安施設地区)内土地の形質の変更許可申請書

令和 5年 7月15日

福島県知事(○○農林事務所長)

住 所 ○○郡○○村大字○○字○○2-2 申請者 氏 名 合同会社○○○ 代表 ○○ ○○

次の森林(土地)において次のように立竹を伐採(立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は 落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更)したいので許可されたく、森林法 第34条第2項(第44条において準用する同法第34条第2項)の規定によりその許可を申請します。

森林(土地)	の所在	三場所	市 町 1-1 ほか〇筆						
保安林 (保安 の指定の目的		区)	水源の涵養						
行為(の方	法	(目的)森林の施業の用に供する道路の設置及び維持管理(面積) 1 2. 3 4 5 6 ヘクタール(達成後の取扱い)風力発電施設撤去後は○○管理署が管理を行う						
期間	<u>始</u> 終	期期	令和5年9月1日 令和10年8月31日						
連 ; (担当者・	絡 電話番	先 号)	(現場担当) ○○株式会社 福島 太郎 012-345-6789 (事業担当) 合同会社○○○○ 信夫 花子 987-654-3210						
備		考	(工事期間) 令和5年9月1日から令和6年12月31日まで						

注意事項

- 1 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 保安林(保安施設地区)内○○○許可申請書の○○に該当する事項を記入する。
- 3 申請者氏名下部の文書中において、申請する目的事項を選び○で囲む。
- 4 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
- (2) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数、及び面積並びに 損傷後の扱い
- (3) 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
- (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
- (5) 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類(土石の発掘の場合に限る。) 面積、方法及び数量、発掘設備、土地形質の変更状況並びに発掘後の取扱い
- (6) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
- (7) 土石及び樹根の発掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、 行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更状況、施行設備並びに行為に係る使用目的達成 後の取扱い
- 5 面積を記載する場合は、実測又は見込みより、haを単位とし、小数第4位まで記入すること。
- 6 申請期間に工事完了後の施設の維持期間を含む場合は、備考欄に工事に関する始期・終期を記載すること。
- 7 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に 添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。

保安林内作業許可申請書 添付書類一覧

・開墾その他の土地の形質の変更(風力(地熱)発電事業等)

許可基準	
	区 分 1 (3)林道等(車道幅員4m以下)
標準添付書類	
申請箇所の登記事項証明書 <u>※注1-1</u>	〇 (申請者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く)
申請者確認書類 <u>※注1</u>	〇 (申請者が国、地方公共団体及び独立行政法人等でない場合)
申請の権原を証する書類	O (申請者が森林所有者以外の場合)
権利者の承諾書等	〇 (行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合)
隣接する森林の土地の境界確認を 行ったことを証する書類 ※注2	O (申請箇所が隣接する森林の土地との境界に接している場合)
森林管理署長の同意書	O (行為地が林野庁所管の国有林の場合)
他法令関係の処分を証する 書面の写し ※注3	〇 (行為に際して他の行政庁の免許、許認可その他の処分を必要とする場合)
森林の施業・管理に資することを証する書類	〇 (土地所有者や森林所有者が申請者と異なる場合)
事業計画書 ※注4	0
事業実施予算の根拠 <u>※注5</u>	0
切土・盛土・残土の総量	0
残土処理計画及び図面	0
現地写真	0
原形復旧計画書もしくは計画図	O (原形復旧を行う場合)
植栽計画等	O (森林に復旧する場合)
〇 添 付 図 面	
位置図(1/50,000以上)	0
区域図 <u>※注6</u>	0
路線平面図(1/1,000等)	0
縦 断 図	0
横断図	0
排水等構造図	0
土工標準図 ※注7	0
構造物標準図	0
丈 量 図 ※注8	0
その他	上記ほか所長が必要と認めるもの
	· ※表中「 ○ 」必要書類

※表中「 〇 」必要書類

※注1-1

当該森林に係る土地の登記事項証明書に準ずるものについては、申請者が当該森林に係る土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類。

<u>※注1</u>

法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報(法人の名称及び所在並びに法人番号)を記載した書類又はその写し)。

法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する 定めを記載した書類。

個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写しまたはこれらに類するもの(公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写し)であって氏名及び住所を証する書類。

<u>※注2</u>

境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など 境界の確認に関する取組状況を証する書類。

地形、地物その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより隣接する森林の土地との境界が明らかな場合や隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合には、添付を省略することができる。ただし、申請者又は届出者が過去3年の間に都道府県から保安林の作業許可等に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は省略を認めない。

※注3

申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。「処分があったことを証する書類」については、当該許認可を行った行政庁が発した証明書又は許認可等の写しとする。

なお、許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含む。

※注4

申請者と行為者が異なる場合の行為者住所、氏名、連絡先、事業名称、行為地を保安林に選定した理由、全体計画その他事業内容を説明する内容を記載した書類。

※注5

申請者が個人の場合は、事業見積り、資金調達を整理した書類。

※注6

保安林の位置、事業内容が分かる図面。原則として森林計画図の写しを使用すること。これ以外にあっては保安林管理図に容易に転記が可能な図面とする。

※注7

標準的な切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示(法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること)した標準的な横断面図。

<u>※注8</u>

実測、定点又は既知点を含み、将来復元が簡単かつ確実に行えるものとし、測点は永久杭等で保存し、 調査地図中に杭の位置を明示するものとする。

保安林内作業許可完了確認調査表 (工事完了確認)

T 15 M	** 27 ** H	75 37 J. VI. /51	確認内容	確認	28結果	
工種等	確認項目	確認方法例	生 例 (実際行った確認内容、抽出検査箇所 とその数字等を記入する。左記と同様 であれば、左記に同と記入する。)			
1. 申請書類	7. 申請書どおり完了しているかどうか。 イ. 事務手続き上の不備はないか(変更申請の有無)。	7. 申請書の事業計画や図面と完成後の事業計画や図面を対比する。 4. 変更処理すべき内容がないか、書類、現地により調査する。		適否		
2. 現地調査	7. 申請書に添付された事業計画や図面と現地に相 違がないか。 4. 許可区域の範囲を超えていないか。 5. 施工状況は適正かどうか。 7. 保安林の指定目的に支障はないか。	申請内容と現地を照合し確認を行う。		適 否		
道路工	量 7. 計画図どおり施工されているか。 的 幅員 確 延長 認 舗装厚(路盤厚)	ア. 現地を抽出して調査する。		適否		
	質 7. 計画どおりの品質で実施されているか。 的 確 認	7. 品質管理データ、資材の受払い簿等により確認する。		適否		
暗渠工	量 7. 計画図どおり配置されているか。 イ. 計画どおりの径で施工されているか。 確認	7. 計画図、施工管理写真等で確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。		適否		
	質 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。 的 確 認	7. 資材の受払い簿等により確認する。		適否		

- TT. hote	74 37 47 F	and start I. VI. feel	確認内容	確認結果	
工種等	確認項目	確認方法例	(実際行った確認内容、抽出検査箇所 とその数字等を記入する。左記と同様 であれば、左記に同と記入する。)	適否	摘要
土工	7. 残土処理が適切になされているか。 イ. 切土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 的 法面排水 法面緑化 確 ウ. 盛土の施工は計画どおりか。 法勾配	7. 残土処理箇所を確認する。 イ. 現地を抽出して調査する。 ウ. 現地を抽出して調査する。		適否	
	質 7. 法勾配にあった土質であるか。 的 4. 盛土の品質は計画どおりか。 確 ウ. 盛土の基礎地盤は強固であるか。	7. 土質の試験資料等により確認する。4. 計画書、品質管理データ、施工管理写真等で確認する。ウ. 写真等で確認する。		適否	
擁 壁	量 7. 設置個所は計画どおりであるか。 的 4. 高さ、延長が計画どおりであるか。 確 認	ア. 計画図により、確認する。 イ. 現地を抽出して調査する。		適否	
	質 7. 計画どおりの品質で実施されているか。 的 4. 基礎地盤は強固であるか。 確 認	7. 品質管理データで確認する。 イ. 地盤支持力試験結果等で確認		適否	
排水路等	量 7. 計画どおり配置されているか確認する。 的 4. 計画取りの断面で施工されているか。 確 ウ. 流末処理が適切に実施されているか。 認	7. 計画図と施工管理書類を照合して確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。 ウ. 施工管理写真で確認する。		適否	
	質 7. 計画どおりの品質のもので施工されてい 的 るか。 確 認	ア. 資材の受払い簿等により確認する。		適否	

工任 放	7/2 AN 75 F	76 = 37 - 1- 1/4 Fr.	確認内容		忍結果
工種等	確認項目	確認方法例	(実際行った確認内容、抽出検査箇所 とその数字等を記入する。左記と同様 であれば、左記に同と記入する。)		摘 要
洪水調節池等	 す. 計画どおりの容量があるのか。 4. ダムの法勾配、天端幅等の構造。 ウ. 余水吐け断面が計画どおりか。 エ. 放水路径が計画どおりか。 オ. その他 うなぎ止め、スクリーン等 質 ア. ダム体の品質が適切であるか。 イ. ダム等の基礎地盤が強固であるか。 ウ. 地盤改良の状況。 	7. オリフィスの径は正しいか実測する。堤高、オリフィス敷高、池底、余水吐け底高等について検測する。 4. 現地で実測して確認する。 5. 現地で実測して確認する。 5. 現地で実測して確認する。 5. 施工管理書類、流出口等により確認する。 6. 施工管理写真等で確認する。 6. 施工管理写真等で確認する。 7. 格工管理写真等で確認する。 6. 施工管理写真等で確認する。		適否	
柵工等	7. 計画どおり施工されているか。 イ. 必要な延長で施工されているか。	ア. 計画図、現地の設置位置等により確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
植栽工等造成森林	7. 計画どおりの位置、樹種、本数、苗長であるか。 イ. 活着状況。	ア. 現地を抽出調査して確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
その他				適否	

注)確認結果の摘要欄には、確認結果で否となった場合の内容等を記入し、工種などのうち確認調査すべきものがなければこの欄に「該当なし」と記入する。

抽出率と適否判定基準等

区 分	申請書類	道路工	暗渠工	土工	擁 壁	排水路等	洪水調節池等	柵工等	植栽工	沈砂池等
抽出率	必ず確認する	延長1,000m毎 に1箇所、 1,000m未満は 1箇所以上	5%以上また		全施工箇所の 10%以上	全施工延長 の5%以上 または3箇 所以上	全箇所	全箇所数 の10%以 上	3箇所以上	全箇所数の 20%以上
	申請小容と 相違がない	共産業の規格値が内格値が内	計画断面以上	法長 法本配 +60分	基準高 ±30mm 延長 計画延長以内	上	士えん堤 (単位:mm) 基準高、幅 +150、一0 コノリートえん堤 基準高 ±30 容量 計画容量以上	施工延長計画延長以上	活着率 調査管所で80%以上 ペクタール当たり本数 計画以上	容量 計画容量 以上